

# COP13及びCOP-MOP2報告会 全体概要

平成29年1月27日  
JBA CBD/ABSセミナー

一般財団法人バイオインダストリー協会  
生物資源総合研究所  
井上歩

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

1

## 地球環境関連条約

国連環境開発会議  
(リオ・サミット)  
1992年開催

生物多様性条約  
1992年採択、93年発効  
加盟 195+EU

気候変動枠組条約  
1992年採択、94年発効  
加盟 196+EU

19条3, 4, 8条(g), 17条

15条, 8条(j)

カルタヘナ議定書  
2000年採択、03年発効  
加盟 169+EU

名古屋議定書  
2010年採択、14年発効  
加盟 87+EU

京都議定書  
1997年採択、05年発効  
加盟 191+EU

名古屋・クアラルン  
プールの補足議定書  
2010年採択  
加盟 36+EU

パリ協定  
2015年採択、16年発効  
加盟 125+EU

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

(2017年1月23日現在) 2

# 生物多様性条約第13回締約国会議

- 生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)
- カルタヘナ議定書第8回締約国会合(COP-MOP8)
- 名古屋議定書第2回締約国会合(COP-MOP2)
  - 開催期間
    - 閣僚級会合:2016年12月2日~3日
    - 本会議:2016年12月4日~17日
  - 場所:メキシコ・カンクン
  - 参加者:
    - 締約国、その他政府、国際機関、先住民族及び地域社会代表、NGO等から、3,100人以上が参加。
    - 日本からは、関芳弘環境副大臣をはじめ、外務省、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省等から成る政府代表団が参加。
    - その他、経済界、地方自治体、NGO等からも参加。

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

3

## 会議風景等



JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

4

# 主な議題

## COP13

- 戦略計画・愛知目標の中間評価
- 戦略計画・愛知目標の実施
- 資源動員
- 能力開発計画・科学技術協力・コミュニケーション戦略
- 他条約・組織との協力
- 伝統的知識(8(j))
- 沿岸・海洋の生物多様性
- 侵略的外来種
- 他の科学技術的事項
  - ・気候関係地球工学
  - ・合成生物学
  - ・IPBES(ポリネーター)
  - ・持続可能な野生動植物管理
- 条約の効率化(条約と議定書の統合)
- 国別報告ガイドライン、GBO及び指標の態様

## MOP8

- 遵守委員会の報告
- 実施補助機関の報告
- 実施補助機関の運用
- バイオセーフティに関する能力開発及び専門家リスト
- BCHの運用・活動
- 資金メカニズム・資源
- 他の機関・条約等との協力
- リスク評価・リスク管理
- 意図的でない国境を越える移動・緊急措置
- 通過・拡散防止措置の下での利用
- 議定書の実施・効果のレビュー
- 社会経済上の配慮
- 名古屋・クアラルンプール補足議定書
- 公衆の啓発・参加

## MOP2

- 遵守委員会の報告
- 実施補助機関の報告
- ABS-CH・情報共有
- 資金メカニズム・資源
- 他の機関・条約等との協力
- 能力開発支援措置
- 遺伝資源・伝統的知識の重要性の啓発措置
- 多国間の利益配分の仕組みの必要性と態様(第10条)
- 議定書の有効性の評価

# 名古屋議定書の締約国

・2014年10月12日：発効

・2017年 1月23日現在：87カ国+EU

欧州	21(1)	EU、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、スペイン、ハンガリー、ルクセンブルク、(マルタ)、オランダ、ノルウェー、モルドバ、スロバキア、スウェーデン、スイス、イギリス、アルバニア、ベラルーシ
アフリカ	35(3)	ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、(カメルーン)、コモロ、コンゴ、コートジボアール、コンゴ民主共和国、ジブチ、エジプト、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、(サントメ・プリンシペ)、セネガル、セーシェル、(シエラ・レオネ)、南アフリカ、スーダン、スワジランド、トーゴ、ウガンダ、ザンビア
アジア	17	・東南アジア：カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、ベトナム ・東・中央アジア：カザフスタン、キルギス、モンゴル、タジキスタン ・南アジア：ブータン、インド、パキスタン ・中東：ヨルダン、シリア、アラブ首長国連邦
中南米	10(2)	(アンティグア・バブーダ)、(アルゼンチン)、ボリビア、キューバ、ドミニカ共和国、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ
大洋州	5	マーシャル諸島、フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ

# ABSクリアリング・ハウス

<https://absch.cbd.int/>

ABS-CHに、登録され提供される主な情報（2017年1月23日現在の状況）

(a) ABSに関する立法上、行政上及び政策上の措置：47カ国、86件（括弧は、未締約国）

・提供国措置：19カ国

ベラルーシ、（ブラジル）、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、デンマーク、ドミニカ、エチオピア、フィンランド、グアテマラ、インド、ケニア、マラウイ、（マルタ）、ノルウェー、ペルー、南アフリカ、スイス、ウガンダ、ベトナム

・利用国措置：EU+加盟28カ国+5カ国

EU+加盟28カ国、ベラルーシ、エチオピア、ケニア、ノルウェー、スイス

・チェックポイント：13カ国、30件

(b) 各国の政府窓口や権限ある国内当局に関する情報

・政府窓口：170カ国、177件

・権限ある国内当局：38カ国、50件

(c) PICを付与する決定の証拠やMATを設定したことの証拠としてアクセスの時点で交付される許可証(Internationally Recognized Certificate of Compliance: IRCC)又はそれに相当するもの

・グアテマラ：1件、インド：46件、メキシコ：1件、南アフリカ：2件

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

7

## 名古屋議定書の達成状況

■名古屋議定書に関する愛知目標16の達成状況評価

(UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/2)

●ABS国内措置を設けている締約国：20カ国（24%）

（2016年9月9日現在）

■決定2/1 (CBD/NP/MOP/2/DEC/1)

●締約国に対し、名古屋議定書実施のための措置の構築も含め、議定書の効果的な実施に向けた更なるステップを踏むとともに、その情報をABS-CHに提供するよう求める。

□COP13、COP-MOP8、COP-MOP2の結果

●CBD事務局：<https://www.cbd.int/conferences/2016/cop-13/documents>

●環境省：<http://www.env.go.jp/press/103305.html>

JBA 本資料の無断複製、転載、改変禁止

8